

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

○議会に係る財務事務の補助執行に関する規程

告 示

○特定権利利益に係る満了日の延長の措置

○災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置についての定め

(人事課) 一

(財政課) 一

(人事課) 一

(同) 二

(同) 二

(同) 二

○宮城県規則第九十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加え、

同項中「同じ。」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

附則第五項(見出しを含む)中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」

を加える。

ページ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

6 知事は、表十六の項、十九の項、二十六の項、二十八の項、二十九の項、三十三の項、三十九の項、四十三の項、四十五の項、五十一の項から五十六の項まで、五十九の六の項、六十一の項、六十二の四の項、六十七の項、九十二の項、百十三の項、百十九の二の項から百十九の四の項まで、

百二十の項から百二十三の項まで、百三十の項、百三十二の項、百四十九の項、百六十の項、百七十六の項、百八十五の項、百九十の項、二百の項及び二百一の項の上欄に掲げる者、二百一の五の項の上欄に掲げる者(同項の下欄2に掲げるものの交付を申請する者を除く)並びに二百三の項、

二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項、二百十九の項、二百二十八の項、

二百三十一の項、二百四十六の項、二百四十七の項、二百五十六の項、二百五十八の項、二百六十

の項、二百六十二の項、二百七十二の四の項、二百七十二の項、二百七十三の項及び二百八十六の

項の上欄に掲げる者が、令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者であつて手数料を

免除することが適当と認められるものである場合には、令和元年十月十日から令和三年三月三十一

日までの間に申請がなされた再交付、許可等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に掲

げる額の全部を免除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
附則第六項の見出し中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加え、同項中「同じ。」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。
附則第七項（見出しを含む。）中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十二月二十四日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十八号

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程（昭和四十六年宮城県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加え、同項中「いう。」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十二月二十四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七号

令和元年台風第十九号の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和元年宮城県条例第六十五号）第二条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

対象となる特定権利利益

措置の対象者

延長後の満了日

食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）第三条の規定に基づくつけ物（魚介類及び食肉のものを除く。）加工業、魚介類加工業又は生食用のほや若しくはういのむき身処理加工業の登録

食品衛生取締条例第四条の規定に基づく魚介類（生きているものを除く。）の行商の登録

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）第二条第一項の規定に基づく浄化槽保守点検業の登録又は同条第三項の規定に基づく更新の登録

屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号）第四条又は第五条第三項の規定に基づく広告物等の表示又は設置の許可

屋外広告物条例第二十二条第一項の規定に基づく屋外広告業の登録又は同条第三項の規定に基づく更新の登録

令和元年台風第十九号に伴う災害に関し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に営業所を有する者

令和元年台風第十九号に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内を主たる営業地域とする者

令和元年台風第十九号に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所又は営業所を有する者（仙台市の区域以外の区域において浄化槽保守点検業を営もうとする者に限る。）

令和元年台風第十九号に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）を有する者（仙台市の区域において広告物等を表示し、又は設置しようとする者を除く。）

令和元年台風第十九号に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所又は営業所を有する者（仙台市の区域において屋外広告業を営もうとする者を除く。）

令和二年三月三十一日

令和二年三月三十一日

令和二年三月三十一日

令和二年三月三十一日

令和二年三月三十一日

○宮城県告示第十八号

令和元年台風第十九号の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和元年宮城県条例第六十五号）第二条第六項に規定する告示により指定するものは、食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）第六条第一項ただし書とする。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩